

賃貸住宅へお住まいの方へ

へやパス
お部屋の安心パスポート

補償内容のご案内

「お部屋の安心パスポート」の補償内容の概要をご案内します。ご加入の際は、重要事項のご説明(P 4~)にて、補償内容の詳細等をご確認ください。

重要



ご契約に際しまして
商品内容などの説明を
ご覧ください
動画で
チェック!



家財の補償

次の事故により借用戸室内の家財に損害が生じた場合に、保険金をお支払します。

※具体的な補償内容は
重要事項説明書をご確認ください。



① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



④ 風災・ひょう災・雪災



⑤ 落下・飛来・衝突・倒壊



⑥ 水漏れ



⑦ 騒じょう



⑧ 盗難



⑨ 水災



⑩ 各種費用

付帯できる特約

ストーカー対策費用特約

ストーカーに遭った場合の警備費用等の補償

ストーカー行為をした者に対して、警察署等から書面による警告または禁止命令等が発令された場合に保険金をお支払いします。

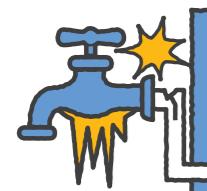
この特約の対象は、申込書記名の被保険者のみとなります。また、法人契約はできません。その他、保険の特約等については、お申込み代理店へお尋ねください。

詳細は約款内
「ストーカー対策費用特約」へ

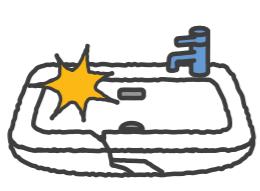
お部屋の修理費用の補償

次の事故による損害について、被保険者が自費でこれを修理した場合に、被保険者が負担した修理費用に対し保険金をお支払いします。

※具体的な補償内容は
重要事項説明書をご確認ください。



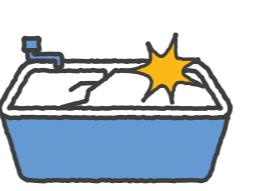
専用水道管、
給湯器、便器の凍結
による損害



洗面台の破損
便器の破損



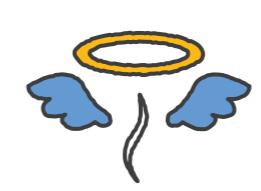
窓ガラスの破損



浴槽の破損



自費でドアロックを
交換した場合



借用戸室内での
被保険者死亡による
借用戸室損害+遺品整理費用

大家さんに対する 賠償責任の補償

火災、破裂・爆発、給排水設備の使用・管理に起因する水漏れその他不測かつ突発的な事故^(*)により借用戸室を損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等に対して保険金をお支払いします。

※その他不測かつ突発的な事故による補償は、借家人賠償責任担保拡張特約が付帯されている場合に限ります。

お隣さんなど 第三者に対する 賠償責任の補償

借用戸室の使用・管理や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等に対して保険金をお支払いします。

約款は下記より確認ができます



WEB検索も可能です

あそしあ

検索

ASSOCIA SSI
株式会社 あそしあ少額短期保険

Emyii ssi
株式会社 Emyii 少額短期保険

共同保険に関する特約が付帯されている保険契約は、株式会社あそしあ少額短期保険(幹事)株式会社Emyii少額短期保険(非幹事)の共同引受(引受割合は各50%)です。共同保険特約が付帯されていない保険契約は株式会社あそしあ少額短期保険の単独引受です。本特約の付帯状況はマイページ等で契約内容をご確認ください。

重要事項のご説明

新家財総合保険「お部屋の安心パスポート」に関するご説明です。下記のマークがついた項目は、特に重要な内容です。
契約概要 → 保険の内容のご説明 **注意喚起情報** → 特にご注意いただきたい事項
 ご契約の内容は、普通保険約款、特約によって定まります。この書面は重要な事項を抜粋して記載したもので、詳細については保険約款にてご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または株式会社あそしあ少額短期保険もしくは株式会社Emyii少額短期保険(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

I. 契約締結前における確認事項

1 商品の仕組みについて

契約概要

新家財総合保険「お部屋の安心パスポート」は、家財損害の補償を中心に、借用戸室の修理費用や、賃主・第三者に対する損害賠償責任なども補償する、すべての住宅居住者様のための保険です。ご契約の内容は、普通保険約款と特約条項により構成されており、補償内容はご契約プラン(特約の有無)によって異なりますので、保険契約申込書にて詳細をご確認ください。

2 保険の対象(ご契約の対象)

契約概要

(1) 保険の対象となるもの

保険契約等記載の住宅に収容された、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財が保険の対象となります。

(2) 保険の対象となるないもの

①自動車(125cc以下の原動機付自転車を除く) ②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手(盗難の場合を除く) ③1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属、玉石、美術品等 ④稿本、設計図、図案、証書、帳簿 ⑤商品、営業用什器、営業用備品 ⑥コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ ⑦動物、植物

3 補償内容について

契約概要 注意喚起情報

(1) 保険金をお支払いする場合

① 家財担保条項

お支払する保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
損害保険金	次の事故により家財に損害が生じた場合 (ア)火災 (イ)落雷 (ウ)破裂、爆発 (エ)風災、ひょう災、雪災(損害が20万円以上となった場合に限る) (オ)建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊 (カ)給排水設備(建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備)の事故、他戸室での事故による水濡れ (ナ)騒じよう、労働争議等 (ク)盗難	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額(家財保険金額限度) ※家財の損害額は、再調達価額(30万円以下の貴金属については時価額)に算定します。
持ち出し家財保険金	被保険者／被保険者と生計を共にする同居親族により、保険契約等記載の住宅から一時に持ち出された家財に、日本国内の他の建築物内で、損害保険金(ア)～(ク)の事故により損害が生じた場合	損害の額(100万円または家財保険金の20%のいずれか低い額限度)
水災保険金	水災(台風、豪雨等による洪水等)によって家財が損害を受け、次の(ア)～(ウ)の状態が生じた場合 (ア)家財に再調達価額の30%以上の損害発生 (イ)家財に再調達価額の15%以上30%未満の損害発生 (ウ)上記(ア)～(イ)に該当しない場合で、床上浸水により家財に損害発生	保険額×縮小割合70%(損害の額は保険金額限度)および保険金額×支払割合30%のいずれか低い額限度 (ア)保険額×支払割合10%(損害の額限度) (イ)保険額×支払割合5%(損害の額限度)
残存物取付け費用保険金	損害保険金(ア)～(ク)の事故により損害保険金が支払われる場合	取扱づけ費用実費(損害保険金10%限度)
失火見舞費用保険金	借用戸室から発生した火災、破裂、爆発により損害保険金が支払われる場合で、これにより第三者の所有物に損害が生じたとき	20万円×被災世帯数(家財保険金額の20%限度)
損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために必要又は有益な費用を支出した場合	消火薬剤等の再調達費用実費、消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再調達費用実費および緊急に投入された人員または器具に関わる費用実費
地震火災費用保険金	地震、噴火、津波を原因とする火災により家財に損害が生じ、家財を収容する建物が半焼以上、または家財が全焼となった場合	家財保険金額×5%
臨時宿泊費用保険金	損害保険金(ア)～(ク)および水災保険金の事故により損害保険金が支払われる場合において、借用戸室に居住することができなくなったために臨時に宿泊した場合	臨時宿泊費用の実費(1室1泊につき3万円かつ14泊まで、20万円限度)
被災転居費用保険金	損害保険金(ア)～(ク)および水災保険金の事故により損害保険金が支払われる場合において、半損以上の損害が生じたため居住することができなくなった結果として転居した場合	被災転居費用の実費(家賃、共益費、敷金を除く賃貸借契約に必要な費用で家賃月額の3ヶ月分または30万円のいずれか低い額限度)

② 修理費用

お支払する保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
修理費用保険金	次のいずれかに該当する事故により借用戸室に損害が生じた場合において、被保険者が賃主との契約に基づき自費で修理したときは、修理費用保険金をお支払いします。(借家人賠償責任担保特約の補償対象となる事故を除きます。) (ア)火災 (イ)落雷 (ウ)破裂、爆発 (エ)風災、ひょう災、雪災 (オ)建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊 (カ)給排水設備(建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備)の事故、他戸室での事故による水濡れ (ナ)騒じよう、労働争議等 (ク)盗難	実際に負担した修理費用の額(修理費用保険金額限度)

契約概要

借用戸室の専用水道管、給湯器、便器の凍結による損害	実際に負担した復旧費用/凍結防止費用(10万円限度)。凍結防止費用は1円程度)。
借用戸室内の洗面台、便器の破損	実際に負担した修理費用の額(30万円限度)
借用戸室の窓ガラスに破損による損害	実際に負担した修理費用の額(10万円限度)
借用戸室内の浴槽に破損による損害	実際に負担した修理費用の額(30万円限度)

ドアロック交換費用保険金

次の事由により、被保険者が自己の費用でドアロック(※)を交換した場合 ※借用戸室の玄関ドアのドアロックをいいます。	実際に負担した交換費用の額(3万円限度)
--	----------------------

③ 死亡時修理費用

お支払する保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
修理費用保険金	被保険者が借用戸室内で死亡したことにより借用戸室に損害が生じ、当該被保険者に代わって借用戸室を修理すべき者(注1)が自費でこれを修理した場合	実際に負担した修理費用の額(50万円限度)
被保険者死亡に係る借家人賠償責任保険金	借用戸室内における被保険者の死亡により借用戸室に損害が生じ(被保険者の責めに帰すべき事由に起因する場合に限ります。),賃主に対して負った法律上の損害賠償責任を当該被保険者に代わって借用戸室を修理すべき者(注1)が負担した場合	実際に負担した修理費用の額(50万円限度)
遺品整理費用保険金	遺品整理をおこなうべき者(注2)が自費でこれをおこなった場合	実際に負担した遺品整理費用の額(50万円限度)

(注1) 当該被保険者の法定相続人、保証人、相続財産管理人および他の被保険者をいいます。

(注2) (注1)ならびに借用戸室の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者をいいます。

④ 個人賠償責任および借家人賠償責任

お支払する保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任保険金	日本国内で発生した次の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合	被保険者が負担する損害賠償金(個人賠償責任保険金額限度)
借家人賠償責任保険金	被保険者が次の事故により借用戸室を損害させ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合	被保険者が負担する損害賠償金(借家人賠償責任保険金額限度)
*一部プランのみ 借家人賠償責任保険金	(ア)その他不測かつ突発的な事故	被保険者が負担する損害賠償金(保険金の額から2万円の免責金額を差し引いた額)。1回の事故につき20万円限度かつ1保険年度(注)を通算して60万円限度)

(注) 保険契約の始期日から1年ごとの期間のこと。保険契約の始期日から最初の満1か年を第1保険年度といいます。

⑤ ストーカー対策費用特約

保険金の支払対象となるストーカー事故は、下表の①から③のすべてに該当するものに限ります。

① 保険契約者または被保険者が、ストーカー行為をした者に係る相談を保険期間の開始日(※1)以降に警察署等に対し行つたこと
② 保険契約者または被保険者が、①のストーカー行為をした者に係る警告の申出または禁止命令等の申出を保険期間の開始日(※1)以降に警察署等または公安委員会に対し行つたこと(被保険者の禁止命令等に係る申出を経ることなく公安委員会が職権で禁止命令等をする場合を含みます。)
③ ①のストーカー行為をした者に対し警察署等から警告の申出または禁止命令等がなされたことまたは公安委員会から禁止命令等がなされたこと
(※1) 本保険契約の申込日からその日を含めて30日を経過した日をいいます。
(※2) 申込日の1年以上前に警察署等への相談を行つた場合を含みます。

⑥ ストーカー対策費用特約

保険金の支払対象となるストーカー事故は、下表の①から③のすべてに該当するものに限ります。

モバイルセキュリティ費用保険金

ストーカー事故が発生したことにより、被保険者が提携警備業者にモバイルセキュリティサービス費用(1つのストーカー事故について6万円限度)を依頼し、被保険者がその費用(モバイルセキュリティサービス利用のための初期費用および利用料を含む)を負担した場合	実際に負担したモバイルセキュリティサービス費用(1つのストーカー事故について6万円限度)
---	--

モバイルセキュリティ費用保険金	ストーカー事故が発生したことにより、被保険者が提携警備業者にモバイルセキュリティサービス費用(1つのストーカー事故について6万円限度)を依頼し、被保険者がその費用(モバイルセキュリティサービス利用のための初期費用および利用料を含む)を負担した場合	実際に負担したモバイルセキュリティサービス費用(1つのストーカー事故について6万円限度)
ストーカー対策費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生したことにより、ストーカー対策として提携警備業者の提供する①～⑦の機器を購入またはサービスを利用した場合 ①防犯カメラ ②監視器・盗撮器探索サービス ③ホームセキュリティ ④鍵交換サービス ⑤センサーライト ⑥補助錠 ⑦ガラス窓強化フィルム	1つのストーカー事故について当該ストーカー事故の発生日から6ヶ月以内のストーカー対策として提携警備業者の提供する機器購入またはサービス利用に限り支払います。
一時避難費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生したことにより、ストーカー対策として緊急避難するべく、一時的にホテル等(※1)に宿泊し、被保険者が宿泊費用を負担した場合	1つのストーカー事故について20万円限度
引越費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生し、被保険者がストーカー対策として転居(住民票の異動有無を問い合わせません)し、転居に要する費用(引越費用、賃貸借契約に係る礼金および仲介手数料を含みます)を被保険者が負担した場合	1つの

担当者	所管長

II. 契約締結におけるご注意事項

1 クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について 注意喚起情報

契約のお申込み後であっても、次のとおり、契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

- お申込みまたは本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフができます。
- クーリングオフは、取扱代理店ではお申し出を受け付けられません。上記期間内(8日以内の消印有効)に、ハガキ等に下記の必要事項を記載のうえ弊社宛てに郵便または弊社ホームページお問い合わせフォーム <https://www.associa-insurance.com/contact/form.html> からご通知ください。
- クーリングオフされた場合には、保険料は速やかに全額お返しし、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。
- すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合は、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

[宛先] T 102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル2F
株式会社あそしあ少額短期保険 クーリングオフ係

[必要事項] ①クーリングオフされる旨 ②契約申込み年月 ③保険契約者の氏名(捺印)、住所、連絡先電話番号 ④契約番号(申込書管理番号) ⑤取扱代理店名

2 告知義務等(保険契約申込書の記載上の注意事項)について 注意喚起情報

保険契約申込書に記載する次の事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等について 注意喚起情報

ご契約後に次の変更等が生じた場合には、遅滞なく弊社または取扱代理店へご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除したり、保険金をお支払いきれないことがあります。

[通知事項] ①家財全部の譲渡 ②家財を収容する建物の用途変更 ③引越等により家財全部を他の場所へ移転すること ④その他、告知事項の内容の変更

2 重大事由による解除、失效等 注意喚起情報

・保険金を詐取する目的で故意に事故を生じさせた場合や、保険金請求に関し詐欺行為があった場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合等には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いきれないことがあります。

・保険契約者・被保険者がご契約の際に詐欺または強迫を行った場合、弊社はご契約を取り消すことがあります。

・保険契約者がご契約の際に保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得する目的ももっていた場合、ご契約は無効となります。

・ご契約後に保険の対象である家財の全部が滅失した場合、ご契約は失效します。

3 解約と解約時の保険料返戻(解約返戻金) 契約概要

・保険契約を解約される場合は、インターネット上の「お客様専用ページ」(※)からお手続きください。インターネット環境がない方は、書面の本冊子巻末の「解約依頼書」に必要事項をご記入のうえ弊社へご郵送ください。
※「お客様専用ページ」へのログインID・パスワードは、お申込時または保険料払込時に書面にてお知らせいたします。

・保険期間の中途で解約される場合、次の計算式によって算出した保険料を返戻します。(※1)

・保険料分割払いの場合、解約時の保険料返戻はありません。

【1年契約の場合】

$$\text{解約返戻金} = \text{保険料} \times (1 - \text{解約係数}) \quad (\text{※2})$$

【2年契約の場合】

①解約日が保険始期から1年以内(残り期間が1年以上)である場合

$$\text{解約返戻金} = \text{保険料} \times \frac{1}{2} \times (1 - \text{解約係数}) \quad (\text{※2})$$

▶1年目の保険料については解約係数によって算出される額を返戻し、2年目の保険料については全額を返戻します。

②解約日が保険始期から1年超(残り期間が1年未満)である場合

$$\text{解約返戻金} = \text{保険料} \times \frac{1}{2} \times (1 - \text{解約係数}) \quad (\text{※3})$$

▶すでに経過している1年目については保険料の返戻はありません。2年目の保険料について、解約係数によって算出される額を返戻します。

※1: 端数処理の過程で、実際の返戻額が上記計算式の結果と若干前後する場合があります。

※2: 解約係数は、既経過月数(保険始期から解約日までの月数)に応じて異なります。下記の解約係数表をご確認ください。

※3: 2年契約の②の場合は、解約係数表の()内の既経過月数に応じて解約係数を適用します。

※4: 既経過月数は、1か月に満たない期間は1か月として計算します。

《解約係数表》

既経過月数(※4)	解約係数	既経過月数(※4)	解約係数	既経過月数(※4)	解約係数
1か月(13か月)	0.65	5か月(17か月)	0.78	9か月(21か月)	0.91
2か月(14か月)	0.68	6か月(18か月)	0.81	10か月(22か月)	0.94
3か月(15か月)	0.72	7か月(19か月)	0.84	11か月(23か月)	0.97
4か月(16か月)	0.75	8か月(20か月)	0.87	1年(2年)	1.00

IV. その他ご留意いただきたいこと

1 少額短期保険業者とは 注意喚起情報

弊社は、保険業法第2条18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行なうことができます。

・保険期間が1年(損害保険は2年)以内であって、保険金額が保険業法施行令第1条の6に定める金額(損害保険は1,000万円)以下である保険契約の引受け

・1人の被保険者について引き受けするすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下の引受け

・1の保険契約者について引き受けするすべての保険の保険金額の合計額が10億円以下の引受け

・**経過措置について** あそしあ少額短期保険は保険業法にかかる経過措置の適用を受けており、上記に関わらず1被保険者にかかる保険金額の限度額として2,000万円まで引き受けができます。同経過措置は、2023年3月末日をもって終了を予定しており、同4月以降は1被保険者にかかる保険金額の限度額は1,000万円となります。

2 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領收、

契約概要 注意喚起情報

6 HEYAPASS

変更・解約 依頼書

※退去が確定しましたら遅滞なくお手続きください

※書類に不明点がございますと、内容確認のご連絡をさせていただく場合がございます。ご連絡先は必ず記入ください

契約番号	A S	ご連絡先	捺印欄
ご契約者名	フリガナ	TEL ()	印
		mail ()	

□ 変更

変更後の保険契約者名	フリガナ	変更日(事由発生日)	□ 年 □ 月 □ 日
変更後の被保険者名(入居者)	フリガナ	生年月日	連絡先
変更後の保険契約者住所	〒□□□□□	生年月日	連絡先
変更後の被保険者住所(入居者の住所)	〒□□□□□ フリガナ	生年月日	連絡先
※変更後の契約者様と同一の場合は同上と記入			

□ 解約

解約日(ご退去日)	20 □ 年 □ 月 □ 日	契約満了をもって解約の場合はチェックをしてください □ 満期解約	
退去物件(号室)	▲半年以上遡っての解約日(退去日)をご記入の場合は退去日のわかる証明を同封ください		
ゆうちょ銀行以外	金融機関名称	金融機関コード	本店
	(銀行)(信用組合) (信用金庫)(農協)		支店
ゆうちょ銀行	口座名義人	種別	出張所
	フリガナ	普通 当座	
	記号	番号	1

解約の手続き後「解約手続き完了のお知らせ」の送付をご希望される場合は、送付先住所をご記入ください □

5 苦情・ご相談窓口について 注意喚起情報

弊社保険に関するご意見・苦情

■ 0120-936-120

受付時間 9:30 ~ 17:00(土日祝日・年末年始を除く)

Eメール: info@associa-insurance.com

お客様からのご要望・ご不満を、真摯に受け止め対応いたします。

■ 0120-82-1144

受付時間 9:00~12:00/13:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会へ相談や解決の申立てを行なうことができます。

■ 0120-82-1144

受付時間 9:00~12:00/13:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

注意喚起情報

6 支払時情報交換制度

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

7 個人情報の取り扱い 注意喚起情報

個人情報の取り扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行(保険金支払いなど)のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社(関連会社、団体を含む)が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することができます。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することができます。詳細については、弊社ホームページをご覧ください。

(注)上記の「第三者」とは保険事故の関係者(当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など)、医療機関、再保険取扱い会社などをいいます。

保険料決済に関する覚書(保険料分割払いの集金契約の場合)

保険契約者と株式会社あそしあ少額短期保険(以下、「あそしあ」)は、保険契約に関して、以下の通り、合意した。尚、本覚書の各条項は、保険契約の各条項に優先して適用される。

第1条(集金義務の委託)

あそしあが、保険契約に定める保険料に関して代理店またはその委託先に集金義務(以下、「本サービス」)を委託することについて、保険契約者はこれに同意する。尚、保険契約者は、代理店またはその委託先が当該業務の全部を一部を代理店またはその委託先の指定する第三者に再委託することにつき、予め承諾する。

第2条(支払方式)

保険契約に定める保険契約者のあそしあに対する支払は、代理店またはその委託先と保険契約者(債務人)間の家賃等の集金契約の定めに準じて取扱うものとする。

第3条(滞納に関する取り扱い)

保険契約者のあそしあに対する保険料の支払が遅れた場合、代理店またはその委託先はあそしあに代わって、保険契約者に対して保険料の滞納額を通知することができます。

切手
貼付

キリトリ

1 0 2 8 7 9 0

2 0 6

東京都千代田区九段北3-2-5
九段北325ビル 2階

株式会社
あそしあ少額短期保険

変更・解約係 行

変更、解約、事故受付はパソコンまたはスマホから！

変更はこちら▼

契約内容
変更フォーム



解約はこちら▼

お客様専用ページ
(解約は当該ページ内
より行えます)



検索からでも
各フォームへ
アクセスできます。

あそしあ

検索

事故
WEB受付



電話が混みあう場合がございますので、WEBからもお問い合わせください。

事故受付センター



0120-956-834

携帯OK

受付時間／24時間・年中無休

受付業務以外の業務(初期対応等)は、9:30～17:00(土日祝日・年末年始を除く)に限らせていただきます。

結婚式を控えている方のための保険

『佳き日のために』

結婚式総合保険



家を買う時は火災保険。自動車を買う時は自動車保険。
では、結婚式の時は…？

新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症

地震や台風などの自然災害など

様々なリスクがある昨今『まさか』は突然やってきます

人生最良の日である結婚式を

心から安心して迎えていただきたい

そんな思いから生まれたのが

結婚式のための保険『佳き日のために』です。

詳細はこちら▼



引受少額短期保険業者

 ASSOCIA SSI
株式会社 あそしあ少額短期保険

〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5
九段北325ビル2階
[URL] <http://www.associa-insurance.com>

取扱代理店

 Emyii ssi
株式会社 Emyii 少額短期保険

〒102-0074
東京都千代田区九段南3-2-2
九段宝生ビル5階
[URL] <https://emyii.co.jp>

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の代理業務を行っており、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。

2302-AEHP-002